

## 平成28年6月1日以降のとび・土工工事業と解体工事業に係る経営事項 審査の取り扱いについて

これまで「とび・土工工事業」として行われてきた解体工事について、建設業許可に係る業種区分として新たに「解体工事業」が設けられたことから、経営事項審査においても「解体工事業」の区分が新設されます。

これに伴い、経営事項審査の経過措置が下記のとおり設けられることとなりました。

### **1 経営事項審査における経過措置について**

解体工事業の追加に伴い、これまで「とび・土工・コンクリート」に含まれていた「解体」の完成工事高や技術職員を切り分けすることで、「とび・土工・コンクリート」の完成工事高や技術職員が減少し、総合評定値が変動する可能性があることから、激変緩和のための経過措置が設けられることとなりました。

具体的には、法施行前の「とび・土工・コンクリート」と変わらない審査結果が算出されるように、法施行後における「とび・土工・コンクリート」、「解体」に加え、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の総合評定値を算出します（平成31年5月31日までの経過措置）。

なお、解体工事業の許可を取得するまでは、解体工事業の経営事項審査を申請することはできません。

※許可の経過措置で、とび・土工工事業の中において平成28年6月1日以降も引き続き解体工事業を営む場合は、経営事項審査も経過措置での算出になります。

### **2 経過措置期間中の申請について**

#### **(1) 完成工事高の切り分けについて**

「とび・土工工事業」または「解体工事業」の経営事項審査を受審する事業者は、直前の事業年度2年分（3年平均の場合は3年分）について、過年度分についてもとび・土工・コンクリート工事業と解体工事の切り分けを行い、それぞれの工事経歴書を作成・提出する必要があります。

なお、「とび・土工工事業」または「解体工事業」の経営事項審査を受審する事業者は、経過措置期間中、完成工事高に「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）工事」の記載が必要になります。

※「解体工事業」の許可取得前は、解体工事の完成工事高を「その他工事」に計上することになりますが、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）工事」に「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の合計額を記載することにより、従来の「とび・土工工事業」に準じた値の算出を行います。

記載する業種コードは【表1】のとおりです。

【表1】

工事の種類別	業種コード
解体工事	290
とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）	300

【完成工事高の算出方法】（2年平均を選択した場合）

①工事経歴書の切り分け  
直前2年の「とび・土工・コンクリート」の工事経歴書を、「とび・土工・コンクリート」と「解体」に切り分ける。  
※解体工事の実績がない場合も、「実績なし」として工事経歴書を作成してください。

【前々年度】

【前年度】

②工事種類別完成工事高への記載内容  
必ず「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」を記載し、当該欄には「とび・土工・コンクリート」と「解体」の合計額を計上する。  
※元請完成工事高も同様に記載する。  
※「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の金額は、「合計」欄には合算しない。

業種	コード	前々年度	前年度
とび・土工・コンクリート	050	100	80
とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）	300	150	100
解体	290	50	20
合計		150	100

業種	コード	前々年度	前年度
とび・土工・コンクリート	050	100	80
とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）	300	150	100
その他		50	20
合計		150	100

※許可を取得するまで「解体」は、「その他」に計上。

※3年平均を選択した場合は、さらにもう1年度前の工事についても同様に扱う。

**【記載例①】**  
**「とび・土工・コンクリート工事」の経審を受け、「解体工事」の経審を受けない場合**  
**※「解体工事」の許可を取得していない場合を含む。**

工事種類別完成工事高  
 工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 2 6 年 0 1 月 至 2 6 年 1 2 月										審査対象事業年度 自 2 7 年 0 1 月 至 2 7 年 1 2 月					計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)				
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月														
業種コード 3 2 0 5 0	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0					元請完成工事高(千円) 8 0 0 0					完成工事高(千円) 8 0 0 0					元請完成工事高(千円) 5 0 0 0				
工事の種類 とび・土工・コンクリート 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表				
<b>「とび・土工事業」(解体工事分を除く)の完成工事高を記載</b>																				
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0					元請完成工事高(千円) 1 0 0 0 0					完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0				
工事の種類 法面処理工事 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表				
<b>「とび・土工事業」(解体工事を含む)の完成工事高を記載</b> ※この分は合計に合算しません。(再掲になる)																				
業種コード 3 2 3 0 0	完成工事高(千円) 1 5 0 0 0					元請完成工事高(千円) 1 0 0 0 0					完成工事高(千円) 1 0 0 0 0					元請完成工事高(千円) 6 0 0 0				
工事の種類 とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)工事 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表				
<b>必ず記載する</b>																				
業種コード 3 2	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)				
工事の種類 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表				
<b>「解体工事」の許可を取得するまでは、「290」のコードでの計上はできません。 「とび・土工事業」での「解体工事」の実績は「その他」に計上します。</b>																				
業種コード 3 3	完成工事高(千円) 5 0 0 0 0					元請完成工事高(千円) 2 0 0 0 0					完成工事高(千円) 2 0 0 0 0					元請完成工事高(千円) 1 0 0 0 0				
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表				
<b>「解体工事」分の完成工事高を記載</b> ※他に「その他工事」があればそれも合算して記載します。																				
業種コード 3 4	完成工事高(千円) 1 5 0 0 0					元請完成工事高(千円) 1 0 0 0 0					完成工事高(千円) 1 0 0 0 0					元請完成工事高(千円) 6 0 0 0				
工事の種類 合計	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表				
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 2. 無 )																				

**【記載例②】**  
 「とび・土工・コンクリート工事」の経審を受け、  
 「解体工事」の経審も受ける場合  
 ※「解体工事」の許可を取得している場合のみ。

工事種類別完成工事高  
 工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 2 6 年 0 1 月 至 2 6 年 1 2 月										審査対象事業年度 自 2 7 年 0 1 月 至 2 7 年 1 2 月					計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)																								
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月																																		
業種 コード 3 2 0 5 0	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)																								
	6	7	8	9	10	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45					
					1	0	0	0	0					8	0	0	0					8	0	0	0					5	0	0	0							
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																								
とび・土工・コン クリート 工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																								
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																								
<b>「とび・土工事業」(解体工事分を除く)の完成工事高を記載</b>																																								
3 2 0 5 1					1	0	0	0	0					1	0	0	0																							
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																								
法面処理工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																								
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																								
<b>「解体工事」分の完成工事高を記載</b>																																								
3 2 2 9 0					5	0	0	0	0					2	0	0	0					2	0	0	0					1	0	0	0							
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																								
解体 工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																								
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																								
<b>「とび・土工事業」(解体工事を含む)の完成工事高を記載 ※この分は合計に合算しません。(再掲になる)</b>																																								
3 2 3 0 0					1	5	0	0	0					1	0	0	0					1	0	0	0					6	0	0	0							
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																								
とび・土工・コン クリート・解体 (経過措置) 工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																								
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																								
<b>必ず記載する</b>																																								
3 3	10					13 15					20					23 25					30					33 35					40									
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
その他 工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度														
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度					審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度														
3 4	合計					合計					合計					合計					合計					合計														
					1	5	0	0	0					1	0	0	0					1	0	0	0					6	0	0	0							
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例										( 1. 有 2. 無 )																														

## (2) 技術職員の業種について

1人の技術職員が申請できる業種は原則2業種までですが、「とび・土工・コンクリート」と「解体」及びもう1業種を申請する場合に限り、3業種まで申請することができます。

※「とび・土工・コンクリート」と「解体」で1業種分とみなす。

また、「とび・土工・コンクリート」または「解体」に申請した技術者の点数は、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」にも加算されます。

なお、技術職員名簿（様式第25号の11別紙2）に記載する業種コードは【表2】のとおりです。

【表2】

工事の種別	業種コード
解体工事	29
とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）	99

※業種コード「99」は、3業種（「とび・土工・コンクリート」と「解体」の2業種に加えてもう1業種）を申請する場合のみ使用します。

【例：1級土木施工管理技士（経過措置対象技術者）を、「土木」と「とび・土工・コンクリート」及び「解体」に申請する場合】

別紙二

【記載例】  
1級土木施工管理技士（経過措置対象技術者）  
の場合

(用紙A4)  
20005

### 技術職員名簿

頁

項番  
数 51 001 頁

通番	新規携載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の演年齢	業種コード	資格区分コード	業種コード	資格区分コード	業種コード	資格区分コード	監理技術者資格証交付番号
1		福島 太郎	54年3月21日	37	5201	11C	99	11C	1		第●●●●号
2			年月日		52						
3			年月日		52						

「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2業種に加点される。

※業種コード「05」、「29」及び「99」を選択した場合は、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の技術者としても加点される。

## (3) 技術職員の資格について

解体工事業における技術職員の資格区分及び点数は、【表3】のとおりです。

また、審査基準日が平成33年3月31日までの間に限り、平成28年6月1日現在「とび・土工工事業」の技術者である者は、解体工事業の技術者として認められます。経過措置対象者（建設業法施行規則附則第4条該当）については、【表4】のコードを使用します。

【表 3】

コード	資格区分	点数
001	大学又は高等専門学校指定学科を卒業後3年以上の実務経験者 高等学校又は中等教育学校指定学科を卒業後5年以上の実務経験者	1
002	10年以上の実務経験者	1
113	1級土木施工管理技士※1	5
214	2級土木施工管理技士(土木)※1	2
120	1級建築施工管理技士※1	5
221	2級建築施工管理技士(建築)※1	2
222	2級建築施工管理技士(躯体)※1	2
141	技術士(建設・総合技術監理(建設))※2	5
142	技術士(鋼構造物及びコンクリート)・総合技術監理(同左)※2	5
157	技能士(とび・とび工)1級	2
257	技能士(とび・とび工)2級 ※解体工事の実務経験3年以上	1
060	登録解体工事試験の合格者	2
099	土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者	1
099	建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者	1
099	とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者	1

※1 平成27年度までの合格者の場合、解体工事に関する実務経1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。(登録解体工事講習については、今後国において試験の実施機関を決定したうえで実施される予定です。)

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

※3 表中5点の資格については、監理技術者資格証の交付を受けた場合、6点になります。

【表 4】

コード	資格区分	点数
11A	1 級建設機械施工技士	5
21B	2 級建設機械施工技士（第 1 種～第 6 種）	2
11C	1 級土木施工管理技士	5
21D	2 級土木施工管理技士（土木）	2
21E	2 級土木施工管理技士（薬液注入）	2
12A	1 級建築施工管理技士	5
22B	2 級建築施工管理技士（躯体）	2
14A	技術士（建設・総合技術監理（建設））	5
14B	技術士（建設「鋼構造物及びコンクリート」・総合技術監理（同左））	5
14C	技術士（農業「農業土木」・総合技術監理（同左））	5
14D	技術士（水産「水産土木」・総合技術監理（同左））	5
15A	技術士（森林「森林土木」・総合技術監理（同左））	5
16B	技能士（型枠施工） 1 級	2
26B	技能士（型枠施工） 2 級 ※とび土工の実務経験 3 年以上	1
15B	技能士（とび・とび工） 1 級	2
25B	技能士（とび・とび工） 2 級 ※とび土工の実務経験 3 年以上	1
17A	技能士（コンクリート圧送施工） 1 級	2
27A	技能士（コンクリート圧送施工） 2 級 ※とび土工の実務経験 3 年以上	1
16C	技能士（ウェルポイント施工） 1 級	2
26C	技能士（ウェルポイント施工） 2 級 ※とび土工の実務経験 3 年以上	1
06A	地すべり防止工事 ※とび土工の実務経験 1 年以上	1

### 3 様式の改正について

様式の改正内容は、【表5】のとおりです。

【表5】

様式番号	様式名	改正内容
様式第 25 号の 11	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書	・項番 15、16 に解体工事業の欄を追加。
様式第 25 号の 11 別紙 1	工事種別完成工事高 工事種別元請完成工事高	・「解体」、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」のコードを追加。 ※様式自体の改正はなし。
様式第 25 号の 11 別紙 2	技術職員名簿	・「解体」、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」のコードを追加。 ※様式自体の改正はなし。
様式第 25 号の 12	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	・建設工事の種類に、「解体」、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」を追加（下記のとおり）

【参考：様式第 25 号の 12】

種別 (注)	建設工事の種類	総合 評定値 (F)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評定 (Z)
			年平均	所在 (注)	年平均	一級	(兼営受済)	二級	その他	
	土 木 一 次									
	コンクリート・コンクリート・コンクリート									
	地 盤 一 次									
	土 工									
	とび・土工・コンクリート									
	とび									
	土工									
	コンクリート									
	石									
	煉瓦									
	管									
	タイル・れんが・ブロック									
	欄 干 上 部									
	欄 干 下 部									
	ほ ね									
	し ゅ ん せ っ									
	板									
	カ ラ									
	塗 装									
	防 水									
	内 装 仕 上									
	防 火 区 画 区 画									
	熱 気 通 透									
	通 風 換 気									
	さ く									
	地 盤 改 修									
	水 道 改 修									
	防 水 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									
	防 塵 改 修									
	防 臭 改 修									
	防 火 改 修									
	防 震 改 修									
	防 音 改 修									



## **4 その他**

### **(1) 再審査について**

「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の評定値を算出するため、制度改正による再審査は行いません。

### **(2) 解体工事業の建設業許可を取得した場合の経営事項審査の再受審について**

解体工事業の建設業許可を受けた後、同じ審査基準日（決算日）時点での状況で経営事項審査を再受審することができます。

この場合、「解体工事業」について1業種分として取り扱いますので、申請業種数に応じた手数料が必要です。（通常の業種追加の場合と同様。）

再申請をする場合には、各審査実施機関（各建設事務所行政課（南会津建設事務所は総務課））に対し、改めて経営事項審査の予約をお願いいたします。